

「一般社団法人金融先物取引業協会定款」変更案 新旧対照表

変 更 案	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条の2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取引所金融先物取引 金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引のうち、金融商品取引法施行令(以下「施行令」という。)第16条の4第2項第1号イからハに規定する取引又はその他の市場デリバティブ取引(有価証券に関連するもの、法第2条第24項第3号の2に規定する暗号資産に関連するもの、同項第3号の3に規定する商品に関連するもの並びに当該商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に関連するものを除く。)をいう。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条の2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 金融先物取引 第2号、第3号又は第4号に掲げる取引をいう。</p> <p>(2) 取引所金融先物取引 金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引のうち、金融商品取引法施行令(以下「施行令」という。)第16条の4第2項第1号イからハに規定する取引又はその他の市場デリバティブ取引(有価証券に関連するもの、法第2条第24項第3号の3に規定する商品に関連するもの並びに当該商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に関連するものを除く。)をいう。</p> <p>(3) 店頭金融先物取引 法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、金融商品取引業等に関する内閣府令第79条第2項第2号に規定する店頭金融先物取引又は法第2条第22項第4号に規定する取引(同条第25項第1号又は第4号に掲げる金融指標(同条第24項第3号に係るものに限る。)に係る取</p>

変 更 案	現 行
<p>(4) 海外金融先物取引 法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引のうち、施行令第16条の4第2項第2号に規定する取引又はその他の外国市場デリバティブ取引（有価証券に関連するもの、<u>法第2条第24項第3号の2に規定する暗号資産に関連するもの、同項第3号の3に規定する商品に関連するもの並びに当該商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に関連するものを除く。</u>）をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>引に限る。)をいう。</p> <p>(4) 海外金融先物取引 法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引のうち、施行令第16条の4第2項第2号に規定する取引又はその他の外国市場デリバティブ取引（有価証券に関連するもの、法第2条第24項第3号の3に規定する商品に関連するもの並びに当該商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に関連するものを除く。）をいう。</p> <p>(5) 金融先物取引業 法第2条第8項に規定する 金融商品取引業のうち、以下に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。</p> <p>① 金融先物取引</p> <p>② 金融先物取引の媒介、取次ぎ又は代理</p> <p>③ 取引所金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ 又は代理</p> <p>④ 海外金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理</p> <p>(6) 金融商品仲介業 会員の委託を受けて、取引所金融先物取引又は海外金融先物取引の委託の媒介を当該会員のために行う業務をいう。</p> <p>(7) 金融商品仲介業者 会員を所属金融商品取引業者等（法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）とする法第66条の3による登録が行われた金融商品仲介業者のうち、第6号に規定する金融商品仲介業を行う者をいう。</p>

変 更 案	現 行
<p>第3条～第17条の2 (略)</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第18条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。<u>ただし、顧客取引を結了し、顧客財産を返還する目的の範囲内においては、この限りでない。</u></p> <p>(1) 退会したとき</p> <p>(2) 会員である個人が死亡したとき</p> <p>(3) 金融先物取引業を廃止したとき</p> <p>(4) 合併により消滅したとき</p> <p>(5) 解散したとき</p> <p>(6) 分割により金融先物取引業の全部を承継させたとき</p> <p>(7) 金融先物取引業の全部を譲渡したとき</p> <p>(8) 法第52条第1項、第52条の2第1項、第53条第3項又は第54条に規定する登録の取消処分を受けたとき</p> <p>(9) 除名されたとき</p> <p>以下略</p> <p>附則 (2020.6.19 一部変更)</p> <p>この定款変更は、総会の決議 (2020年6月19日) を経て2020年7月1日より施行する。</p>	<p>第3条～第17条の2 (略)</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第18条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。</p> <p>(1) 退会したとき</p> <p>(2) 会員である個人が死亡したとき</p> <p>(3) 金融先物取引業を廃止したとき</p> <p>(4) 合併により消滅したとき</p> <p>(5) 解散したとき</p> <p>(6) 分割により金融先物取引業の全部を承継させたとき</p> <p>(7) 金融先物取引業の全部を譲渡したとき</p> <p>(8) 法第52条第1項、第52条の2第1項、第53条第3項又は第54条に規定する登録の取消処分を受けたとき</p> <p>(9) 除名されたとき</p> <p>以下略</p>